

【明治大学国際総合研究所「第24回EU研究会」議事録】

- 開催日：2016年8月
- 会場：明治大学駿河台校舎
- 基調報告：金子知裕先生（経済産業省通商政策局経済連携課長）
- テーマ：「日EU経済連携協定について」

基調報告：「日EU経済連携協定について」

➤ 日本の経済連携の推進状況

現在日本の貿易のEPA¹/FTA²カバー率³は39.5%であり、目標は2018年までに70%達成。

世界的に保護主義的な動き、アンチグローバルイゼーションの機運がある中で、日EUのEPA交渉はメガFTAの一つのモデルとなり得る。

➤ 日EU間の貿易

EUから日本への輸出の2/3以上が既に無税であり、逆に日本からEUへの輸出では無税品目のほうが約3割。たとえば自動車等は日本からEUへの輸出の20.4%を占めているが、そのうち乗用車の関税は10%（バスやトラックなどは22%）。

EUと韓国は既にFTAが発効されており、韓国車に対するEUの関税は0%になっている。10%の関税を払わなければならない日本の自動車産業にとって、相当な競争力の差が生まれている。関税を撤廃することによる日本の産業界へのメリットは非常に大きい。

➤ 日EU EPAについての双方の関心事項

【日本】

- EU側の鉱工業品の高関税の撤廃
- 日本企業がヨーロッパで直面する規制上の問題の改善
 - ・化学品等の規制
 - ・「人の移動」
 - …欧州にある日本企業の駐在員のビザが下りる日数の可視化 等

¹ EPA：Economic Partnership Agreement（経済連携協定）。

² FTA：Free Trade Agreement（自由貿易協定）

³ EPA/FTAカバー率：貿易全体の中でのEPA/FTAを結んでいる国の占める割合。

【EU】

- 非関税障壁の改善
 - …自動車、食品添加物等の安全規制、医薬品や医療機器に対する認可のプロセスに関する要望。
- 公共調達市場の開放
 - …都道府県と政令指定都市だけでなく、市町村レベルでも国際競争入札の対象とすべきと主張。
- 地理的表示の保護
 - …チーズやワイン、ビール等について、ヨーロッパでは生産地の特性により一定の基準を満たした産品だけが、その生産地を含む名称（地理的表示）を使用できる。欧州で保護されている地理的表示について、日本においても同様に保護することを要求。
- 投資関連ルールの整備
 - …投資家と国との間の紛争において、既存の紛争解決システムではなく、新たなシステム（国際常設仲裁裁判所）を入れることを要望。

➤ 今後の展望

2017年はオランダ、フランス、ドイツで選挙が行われ、2019年には欧州議会の選挙や欧州委員会の委員交代もある。ヨーロッパ各国でも反グローバリゼーションの高まりがある中で、合意が後になればなるほどこのEPAをまとめるのが難しくなるため、できる限り早期の大筋合意が必要である。

質疑応答およびディスカッション

■ 自由貿易の第一人者であるイギリスがEUから離脱することの影響

EU内の貿易に関する構図は、自由貿易推進派がイギリスや北欧、消極派がフランスやイタリア、中間がドイツ。消極派であるフランスやイタリアをどう納得させられるかということが大きいと考える。

むしろBrexitによりEUの仕組み自体が危うくなっている中、しっかりEUとして成果を出していく必要がある、この日EU・EPAを何とかまとめたいという認識が欧州側にも高まっており、Brexit以前よりも、本交渉に積極的な姿勢を見せている。